

參考資料

1 府中市市民協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 4人以内
- (3) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 1人
- (4) 府中市市民活動センターの利用の登録をしている団体の代表者 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進会議の部会(以下この条において「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成30年1月24日から施行する。

2 府中市市民協働推進会議委員名簿

(敬称略:五十音順)

No.	氏名	選出団体等	備考
1	青山 亨	学識経験者	副会長
2	大島 雅章	公募市民	
3	岡本 彰子	多摩信用金庫	
4	小林 広和	府中市市民活動センター 登録団体	
5	隆 宗男	コミュニティ協議会	
6	田中 研二	府中市社会福祉協議会	
7	藤江 昌嗣	学識経験者	会長
8	藤間 利明	府中市市民活動センター 登録団体	
9	丸山 美佳	公募市民	
10	森村 彩代	むさし府中商工会議所	
11	山岡 法次	自治会連合会	

任期:令和3年5月14日から令和5年5月13日まで

3 府中市市民協働推進会議検討経過

回数	開催日	主な検討内容
第1回	令和3年 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の伝達、委員自己紹介、正副会長の選出、諮問 ・ 会議の公開について ・ 市民協働推進会議の開催予定について ・ 提案型協働事業の評価について ・ 部会の設置及び部会員の配置について ・ 府中市文化センターあり方検討協議会委員への推薦について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
【部会】 提案型①	6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度提案型協働事業報告会
第2回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度協働事業等調査結果について ・ 市民協働推進行動計画の進捗状況について ・ 提案型協働事業選考部会の検討状況について ・ 令和4年度提案型協働事業の応募状況等について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直しについて
【部会】 提案型②	8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度提案型協働事業公開プレゼンテーション及び審査
第3回	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度府中市協働事業評価結果答申(案)について ・ 令和4年度提案型協働事業選考結果答申(案)について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し答申(案)について
第4回	9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度府中市協働事業評価結果答申(案)について ・ 令和4年度提案型協働事業選考結果答申(案)について ・ 府中市市民協働の推進に関する基本方針の見直し答申(案)について

4 府中市市民協働推進会議における主な意見

府中市市民協働の推進に関する基本方針(改定案)の検討過程において、各委員から多様な視点で意見が出され、議論を行いましたので、主な意見を記載します。

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的	
1 基本方針改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の見直しに当たっては、現在策定中の第7次総合計画と整合を図る必要がある。また、改定後の基本方針が第7次府中市総合計画の8年間と同じ期間で取り組むことが伝わるように記載する。 「本市」ではなく「府中市」にした方が、市民から見て親近感が持てるので、基本方針全体として、「府中市」と記載してほしい。 市民協働都市の宣言や、市民活動センタープラッツが開設されたこと、この8年の協働の取組や成果だけでなく、従来から文化センターを拠点として活動してこられている方々の取組も「協働」であるということを明記する。 「基本方針は基本的な考えを示すものであるため、大がかりな修正は行わず、現状と差異が生じている部分を修正する」と説明があったが、これは結果であり、見直した結果大幅な修正になったということもあり得るのではないか。
2 基本方針を定める目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の定義が第2章に出てくるので、「市民」などと省略するのではなく、各主体を列挙した方がよい。
第2章 市民協働の定義と主体	
1 市民協働の必要性	
2 市民協働の定義	<p>(1) 市民の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民」とは、住民だけでなく、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体のほか、教育機関、事業者を含みます」と定義する。 <p>(2) 市民協働の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 従前の基本方針では、本文中は全て「協働」で統一されているが、府中市では、市と市民の協働だけでなく、市民同士の協働も含めて「市民協働」と呼んでいる。それが他市と比較して、府中市の特徴的な部分であると思うので、「市民協働」の文言について定義を行う必要があるのではないか。ただし、これにより全て「市民協働」に変更するのではなく、基本方針全体の、市民協働と記載すべきところを再確認してほしい。 協働の定義には「地域課題の解決や社会的な目的の実現」と書かれているが、これは協働の目標ないし目的であり、これだけでは具体的な目標になっていない。例えば、どこかに、「誰にとっても住みよいまち府中市を実現する」といった、より具体的な目標を掲げると、協働の目標がイメージしやすくなる。 「政治活動、選挙活動、宗教活動及び公益を害する活動は除きます」に「主たる目的とするもの」を加えた方がよい。また、「主たる目的」の範囲について、特に政治活動については、特定の候補者や政党を推す活動が除外されるのは当然としても、選挙に関心を持ってもらうための活動は認められるべきではないか。

3 市民協働の原則	<ul style="list-style-type: none"> 「協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を尊重」は、「協働事業を実施する主体は、次の6つの原則を尊重」の方がよい。
4 市民協働の主体	<ul style="list-style-type: none"> 協働の主体の一つである「市」については、単に「市」と表記するのではなく、「行政の担い手である市」などと表記した方が、市の役割が明確になるのではないか。
5 中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織が協働の主体の一つか、あるいは別のものなのかを明確にした方がよい。 中間支援組織を新たに記載するのであれば、具体的に「プラッツ」の名前を入れた方がイメージしやすくなる。 「上記いずれかの機能を有する全ての主体が含まれます。」としてしまうと、機能を持った全ての主体が中間支援組織だということになるが、主体ごとに性質や背景、活動目的は異なるので、「中間支援組織の役割を担うことがある」といった表現に変更した方がよい。
第3章 市民協働における役割分担と効果	
1 各主体の特性と役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の記述内容は、特性のみで、役割分担についての記述が不足しているため、追記する必要がある。 各主体の役割における「期待されます」という表現は、より積極的な表現がよい。特に、目的型活動団体については、目的を持って活動しているので、能動的な表現がよい。一方で、必須であるといった表現は適切ではない。 市民(個人)の特性として、文頭に「市民は、当事者として地域の課題を見出すとともに、個々に培ってきた経験、知見、柔軟な発想力や機動力をいかすことにより、課題解決の担い手ともなり得ます。」などと追記する。
2 中間支援組織の役割	<ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織は、市や市民との間だけでなく、市民同士の間にもあるので「各主体の間」にあって役割を担うことを明記する。
3 市民協働の主な効果	<p>(1) 市民(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動を始めなければ、「出会い」、「生きがいづくり」「機会の拡大」は生まれないので、文頭に「地域や社会の課題解決のため、自主的に地域活動などに取り組むことにより、」などと追記する。
第4章 市民協働の手法と形態	
1 市民協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> 「市」は、他の主体と異なる特別な主体ではなく、「対等な協働の主体」の一つであるため、「市との協働の形態」ではなく、「市民協働の形態」とした方がよい。 例えば、後援では、市が名を連ねることで、信用付与の効果があるなど、それぞれの形態について、期待できる効果についても記入し、分かりやすくしてほしい。

2 市民と市との関係性と協働の領域

【図4-1】

- ・(従前の図では)協働事業の領域と形態が併記されているが、市民主体の領域にある「補助、後援、協賛」は、活動の主体は市民だが、補助や後援、協賛等の行為を行うのは市ということなので、分かりにくい。また、同一の表の中で、市が主語のものと市民が主語のものが混在しているため、分かりにくい。
- ・この図は、分かりやすく協働事業の分類と市民と市との関係を一つの図にしていく、意欲的な図だと思う。Win-Winと言われているが、5割ずつでなければその言葉が成立しないということではなく、当事者両方に得られるものがあるという意味では、場合によっては、1割と9割であってもWin-Winとなる。この分類自体がWin-Winであれば、対等であり、ケースによっては金銭面の補助はできるが、マンパワーは出せない場合もあれば、両方出せる場合、マンパワーしか出せない場合など、様々な協働の形態があると思うので、図の表し方を工夫できると良いと思う。

3 市民と市との協働に適している事業

- ・他市の基本方針では、公金支出等について特筆されており、府中市における協働事業の評価や選考においても、予算や支出内容について議論されていたので、その点に触れる必要があるのでは。

第5章 府中市が目指す市民協働の姿と今後の方向性

【図5-1～3】

- ・各主体間の様々な協働の形があることを表す。
- ・中間支援組織を加えた分かりやすい関係図を記載する必要がある。

1 市民協働に関する効果的な意識啓発

- ・市民協働に参加する市民の層、年齢層はもっと厚みを帯びていく必要がある。
- ・市民協働の活動が手軽にできるといったところを、もっと丁寧に訴えていき、参加者や関わる人を増やしていくことが課題。
- ・いかに若い人や学生、子育て世代を巻き込んでいくかが、将来のより良い、住みよいまちをつくる上で必要であると思うので、若い人等を巻き込む仕組みが重要だと思う。
- ・広く若い世代や子どもたちなどにも協働が小さい頃から根付く仕組み作りなどができると面白い。

2 職員の協働に関する実践力の向上

- ・市民に対しては「意識啓発」を用い、職員に対しては「意識向上」では、市民に対しての方が強い表現であるため、市民を「意識醸成」とするか、職員を「意識改革」とするなど、表現のレベル感を変えた方が良い。
- ・サブタイトルや本文冒頭の「職員」について、主体を明確にするため、「市の職員」と記載する。
- ・職員に対して庁内連携の必要性を訴求するため、全庁体制で取り組むことを記載する。
- ・縦割りではなく、横のつながりで連携を上手くできれば良いと思う。
- ・「従来の固定観念にとらわれない」を追記する。
- ・「社会的インパクトマネジメント」は市民には難しすぎる言葉だと思うので、平易に「それらが社会にどのような影響や効果を与えるか考慮して解決までの道筋を立て、課題解決に取り組むことができる職員を育成します。」などとした方が良い。

3 市民協働の拠点としての市民活動センタープラッツや文化センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・プラッツの説明だけでなく、コミュニティ協議会、各地域文化センターの役割についても丁寧に説明する必要がある。
4 多様な主体同士の連携の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・「知り合う」では抽象的すぎるので、「市民等が各々目指している将来のビジョンや現在の活動内容とその進捗状況・特性などを共有し、理解し合えるよう、SNS上での情報提供などを含めて知り合える機会を創出します。」などと具体的にする。 ・企業との協働について、「多くの活力に満ちた企業を擁する府中市として、CSR(社会的責任)の考えの下、社会貢献活動に積極的に取り組む企業と地域の課題解決のための協働を推進します。」などと記載すると良い。 ・すでに実績が蓄積されている大学との協働連携の一層の強化などについて、追記する必要がある。 ・地域課題を解決する上で、課題を共有することの重要性を追記する。
5 市民協働を促進する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との協働は「府中市らしい協働」を実現するための大きなテーマの一つになるものにもかかわらず、「公平性・公正性」をいきなり最前面に出すのは消極的に感じる。 ・提案型協働事業について、更に広め、進めていくといったことを書いた方が良い。
6 コーディネート機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・協働サポーターについては、知識の会得だけでなく実践経験も条件に入れた方が良い。
7 市民協働の取組の進行管理と条例の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・条例については、平成29年度から平成30年度に当会議にて検討を行った結果、継続審議とし、第6次府中市総合計画後期基本計画の各施策の取組における協働による成果を踏まえて再検討することとなっている。
用語解説	

5 パブリック・コメント手続の実施

市民協働の推進に関する基本方針の策定に当たり、市民から幅広くご意見をいただくため、パブリック・コメント手続を実施しました。

募集時期	令和3年11月22日(月)から12月21日(火)まで
周知方法	広報ふちゅう11月21日号、市ホームページ、協働推進課ツイッター
閲覧場所	協働推進課窓口、各文化センター(11か所)、中央図書館、市政情報センター、市政情報公開室、市ホームページ
意見提出方法	直接又は郵送、FAX、電子メールで協働推進課に提出
意見提出者数	1人(3件)

府中市市民協働の推進に関する基本方針

発行日：令和4年4月

編集・発行：府中市市民協働推進部協働共創推進課
〒183-0056 東京都府中市寿町1丁目5番地
電話 042-364-4111(代表)
042-335-4414(協働共創推進課)
FAX 042-365-3595
H P <https://www.city.fuchu.tokyo.jp>



① ほっとするね 緑の府中

府中市